

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長

】 殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受けた
対応について（依頼）

昨日発出させていただきました事務連絡（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた対応について（依頼））のとおり、昨日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1～3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添1～3につきまして傘下会員事業者等に周知していただき、特に今回、緊急事態措置を実施すべき区域として追加された栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の会員事業者に対しましては、1月8日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた対応について（依頼）」）による各種取組の実施の徹底に取り組んでいただきますよう、周知をお願いいたします。

（別添1）新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

（別添2）職場への出勤等（テレワーク等）について

（別添3）緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について